

了鳥取県公報

平成17年2月8日(火) 号外第13号

每週火:金曜日発行

Ħ	次

規 則 鳥取県消防表彰規程の一部を改正する規則(2)(消防課)......1 訓 今 鳥取県文書等に係る事務の管理に関する規程の一部を改正する訓令(1)(総務課)........2 公安規則 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(1)(交通企画課)......2

----- 公布された規則のあらまし -----

鳥取県消防表彰規程の一部を改正する規則

- 1 表彰は、毎年2月(現行 4月)に行うものとすることとした。(第6条関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県消防表彰規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年2月8日

鳥取県知事 片 山

鳥取県規則第2号

鳥取県消防表彰規程の一部を改正する規則

鳥取県消防表彰規程(昭和29年鳥取県規則第6号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後 改 正 前

(表彰の時期)

第6条 表彰は、毎年2月に行うものとする。ただし、 36条 表彰は、毎年4月に行うものとする。ただし、 第3条第1項第1号、第2号又は第5号に掲げる表彰 で即時に表彰する必要があると認める場合は、この限 りでない。

(表彰の時期)

第3条第1項第1号、第2号又は第5号に掲げる表彰 で即時に表彰する必要があると認める場合は、この限 りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

鳥取県訓令第1号

鳥取県文書等に係る事務の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年2月8日

鳥取県知事 片 山 善博

鳥取県文書等に係る事務の管理に関する規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書等に係る事務の管理に関する規程(平成16年鳥取県訓令第13号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(関連審査の方法) 第29条 別に定めるところにより関連審査を受ける必要 のある起案文書は、次条に規定する総務課の審査又は 第31条に規定する文書管理主任の審査を受ける前に関 連審査を受けなければならない。	(関連審査の方法) 第29条 別に定めるところにより関連審査を受ける必要 のある起案文書は、決裁を受けた後、次条に規定する 総務課の審査又は第31条に規定する文書管理主任の審 査を受ける前に関連審査を受けなければならない。
2~5 略	2~5 略

附 則

この訓令は、平成17年2月8日から施行する。

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年2月8日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

鳥取県公安委員会規則第1号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則(昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。 改 正

(安全運転管理者等の選任等の届出)

第10条の2 略

- 2 略
- **3** 前 **2** 項の届出書 (選任に係るものに限る。)には、 次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、 第1号に掲げる書類のうち副安全運転管理者の運転免 許証の写しを添付する場合は、第3号に掲げる書類の 提出を要しない。
- (1) 安全運転管理者又は副安全運転管理者の戸籍抄 本<u>若しくは住民票の写し</u>(住民基本台帳法(昭和42 年法律第81号)の適用を受けない者である場合は、 外国人登録法(昭和27年法律第125号)第5条第1 項に規定する登録証明書の写し)又は運転免許証、 健康保険、国民健康保険、船員保険等の被保険者証 若しくは共済組合員証の写し

(2)~(4) 略

改 正 前

第10条の2 略

(安全運転管理者等の選任等の届出)

- 2 略
- 3 前2項の届出書(選任に係るものに限る。)には、 次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 安全運転管理者又は副安全運転管理者の戸籍抄 本又は住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法 律第81号)の適用を受けない者である場合は、外国 人登録法(昭和27年法律第125号)第5条第1項に 規定する登録証明書の写し)

(2)~(4) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

4	平成17年2月8日	火曜日	鳥	取	県	公	報	(号外)第13号	号